

新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第47号

新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則（平成19年新潟市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の5条を加える。

（構想段階及び設計段階の定義）

第3条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める構想段階は、設計図書の作成に着手する前の段階で、かつ、建築物の高さ、床面積、配置等の事業計画の修正が可能な段階をいう。

2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める設計段階は、設計図書の作成に着手した後の段階で、かつ、法第16条第1項の規定により届出をしようとする日又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする日の180日前までの段階をいう。

（事前協議の申出）

第3条の3 条例第6条の2第2項の規定による申出は、別記様式第3号の2の申出書により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 構想段階にあつては、次に掲げる図書

ア 別記様式第3号の3の計画趣旨等説明書

イ 当該敷地の位置及び周辺の状況を表示するもの

ウ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

エ 当該敷地内における建築物の位置を表示するもの

オ 建築物の規模に係るもの

カ 当該敷地及び建築物のゾーニングに係るもの

(2) 設計段階にあつては、次に掲げる図書

ア 別記様式第3号の3の計画趣旨等説明書

イ 当該敷地の位置及び周辺の状況を表示するもの

ウ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

エ 当該敷地内における建築物の位置を表示するもの

オ 外部仕上げ表

カ 平面図

キ 彩色が施された2面以上の立面図

ク 断面図

ケ 外構図

コ 彩色が施された完成予想図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(協議事項等の対応の届出)

第3条の4 条例第6条の2第4項の規定による届出は、別記様式第3号の4の届出書により行うものとする。

(事前協議終了の届出)

第3条の5 条例第6条の5第1項第2号の規定による届出は、別記様式第3号の5の届出書により行うものとする。

(変更協議の届出)

第3条の6 条例第6条の6第2項の規定による届出は、別記様式第3号の6の届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、構想段階又は設計段階の区分に応じ、第3条の3第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。ただし、条例第6条の2第2項の規定による届出に添

付された図書と記載内容が同一のもの及び市長が添付する必要がないと認める図書は、省略することができる。

別記様式第3号の次に次の6様式を加える。

別記様式第3号の2（第3条の3関係）

<input type="checkbox"/> 構想段階 <input type="checkbox"/> 設計段階	事前協議申出書	年 月 日	
(宛先)新潟市長			
住所(法人にあつては所在地)			
申出者			
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
新潟市景観条例第6条の2第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申し出ます。			
行為の種類	新築・増築・改築・移転		
行為の場所	新潟市		
計画名称			
行為の着手予定日	年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
	中出部分	既存部分	合計
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
最高高さ	m	m	
階数	地上	階	地下 階
用途			
用途地域			
その他の地域地区			
緑地面積・緑化率	m <sup>2</sup> ・ %		

  

設計者	住所			
	事務所名			
	担当者名		電話番号	
代理者	住所			
	事務所名			
	担当者名		電話番号	

敷地特性及び当該計画の趣旨等の説明

<p>当該敷地の特性及び敷地周辺の状況</p>	
<p>当該計画の趣旨及び景観上の考え方</p>	

建築物のデザイン等に関する基準に対する申出者の計画上の考え方

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する申出者の計画上の考え方
(1) 事前協議を行う区域全域の基準	
<p>① 高さは、周辺の建築物等の高さを考慮するよう努めること。</p>	
<p>② 人々の交流を促すため、次に掲げる基準を標準とするオープンスペースを設けること。</p> <p>ア 誰もが日常、自由に利用し、又は通行できる空間とすること。</p> <p>イ 非常時を除いて専ら自動車、自転車の通行や駐車のために供さないものであること。</p> <p>ウ 萬代橋や信濃川を眺めることが出来るスペース（ピロティやアトリウム等を含む。）を有し、適切に植栽が配置されていること。</p> <p>エ 備し等の実施や人の滞留のためのスペース及び設備を設けること。</p> <p>オ 舗装、ベンチ及び植栽等の仕様や配置は、優れたデザインとすること。</p>	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する甲案者の計画上の考え方
<p>④ 建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の敷地面積は、次に掲げる算式により算定した面積以下を標準とすること。</p> <p><math>W1 \leq W2 - 1 / 50</math> (単位 平方メートル)</p> <p>W1：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の敷地面積 (単位 平方メートル)</p> <p>W2：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離に50メートルを乗じた面積 (単位 平方メートル)</p> <p>L：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離 (単位 メートル)</p>	
<p>⑤ 信濃川に建築物の表側を見せること。</p>	
<p>⑥ 形態、色彩、素材等による分節化等により圧迫感の軽減を図ること。</p>	
<p>⑦ 緑地の面積の敷地面積に対する割合の最低限度は、次に掲げる算式により算定したものを標準とすること。ただし、算定した割合が10分の2.5を超える場合は、その最低限度は10分の2.5を標準とする。</p> <p><math>G \geq y / 500 + 0.05</math></p> <p>G：緑地の面積の敷地面積に対する割合</p> <p>y：建築物の最高高さ (単位 メートル)</p>	
<p>⑧ 植栽は、原上や堤面の緑化、高木の植栽等、対岸から見てやせらぎ地と一体となって、ボリュームのある緑を感じることができるよう工夫すること。</p>	
<p>⑨ 新沼の風土に適した樹種を選定すること。</p>	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する中出者の計画上の考え方
⑨ 開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定すること。	
⑩ 植栽は、美観を保つよう、適切に維持管理できる体制や環境を整えること。	
⑪ 都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域をいう。以下同じ。）における、同法第15条第1項の規定に基づく当該地域の地域整備方針に整合する建築物であること。	
(2) エリア別の基準	
① 高さは、75から100メートル（建築物の各部分の高さは、信濃川に面する特別区域の境界からの水平距離に0.25を乗じて得た数字に75メートルを加えた数値を目安とする。）以下を標準とすること。	
② 国道7号に面する敷地は、国道からのセットバックや国道側の建築物の高さを抑える等、萬代橋橋詰の開放感を維持、向上できるよう工夫すること。	
③ 配置や形態意匠については、萬代橋や対岸から見た場合の背景となるランドマーク等の景観を考慮すること。	
④ 信濃川と直交する道路に面する敷地は、当該道路からセットバックする等、当該道路から水辺の開放感を感じられるよう、配置や形態意匠を工夫するよう努めること。 ⑤ 萬代橋の特徴である御影石や六連のアーチを考慮したデザインとすること。	
⑥ 外壁等の仕上げ材は、萬代橋の御影石と調和する材料を使用するよう努めること。	
⑦ 国道7号、やすらぎ堤又は港湾緑地に面する敷地は、これらと敷地を接続する施設を設ける等、敷地と周辺施設との回遊性の向上に努めること。	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

計画趣旨等説明書（万代島エリア） 1 / 3

敷地特性及び当該計画の趣旨等の説明

<p>当該敷地の特性及び 敷地周辺の状況</p>	
<p>当該計画の趣旨及び 景観上の考え方</p>	

建築物のデザイン等に関する基準に対する申出者の計画上の考え方

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する申出者の計画上の考え方
(1) 事前協議を行う区域全域の基準	
<p>① 高さは、周辺の建築物等の高さを考慮するよう努めること。</p>	
<p>② 人々の交流を促すため、次に掲げる基準を標準とするオープンスペースを設けること。</p> <p>ア 誰もが日常、自由に利用し、又は通行できる空間とすること。</p> <p>イ 非常時を除いて専ら自動車、自転車の通行や駐車のために供さないものであること。</p> <p>ウ 萬代橋や信濃川を眺めることが出来るスペース（ピロティやアトリウム等を含む。）を有し、適切に植栽が配置されていること。</p> <p>エ 催し等の実施や人の滞留のためのスペース及び設備を設けること。</p> <p>オ 舗装、ベンチ及び植栽等の仕様や配置は、優れたデザインとすること。</p>	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する出題者の計画上の考え方
<p>④ 建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の壁面面積は、次に掲げる算式により算定した面積以下を標準とすること。</p> $W1 \leq W2 = L \times 50 \text{ (単位：平方メートル)}$ <p>W1：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の壁面面積（単位：平方メートル）</p> <p>W2：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離に50メートルを乗じた面積（単位：平方メートル）</p> <p>L：建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離（単位：メートル）</p>	
<p>⑤ 信濃川に建築物の表側を見せること。</p>	
<p>⑥ 形態、色彩、素材等による分節化等により圧迫感の軽減を図ること。</p> <p>⑦ 緑地の面積の敷地面積に対する割合の最低限度は、次に掲げる算式により算定したものを標準とすること。ただし、算定した割合が10分の2.5を超える場合は、その最低限度は10分の2.5を標準とする。</p> $G = y / 500 - 0.05$ <p>G：緑地の面積の敷地面積に対する割合</p> <p>y：建築物の最高高さ（単位：メートル）</p>	
<p>⑧ 植栽は、樹上や壁面の緑化、高木の植栽等、対岸から見てやすらぎを感じることができるよう工夫すること。</p>	
<p>⑨ 新築の風上に適した樹種を選定すること。</p>	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。



建築物のデザイン等に関する基準	基準に対する申出者の計画上の考え方
<p>⑨ 開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定すること。</p> <p>⑩ 植栽は、美観を保つよう、適切に維持管理できる体制や環境を整えること。</p>	
<p>⑪ 都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域をいう。以下同じ。）における、同法第15条第1項の規定に基づき当該地域の地域整備方針に整合する建築物であること。</p>	
(2) エリア別の基準	
<p>① 高さは、145メートル以下を標準とすること。</p>	
<p>② 万代島のシンボルとなるような優れたデザインとなるよう工夫すること。</p>	
<p>③ 既存のランドマークと調和する意匠となるよう工夫すること。</p>	
<p>④ みなちを感じられるよう、水辺に面する1、2階等の低層部はガラス等を用い、透明化を図るよう努めること。</p>	
<p>⑤ みなちを感じられるよう、水際に親水空間等を設けるよう努めること。</p>	

注 ●は構想段階で協議しなければならない基準、○は構想段階又は設計段階のいずれかで協議しなければならない基準を示す。

別記様式第3号の4（第3条の4関係）

(表)

<input type="checkbox"/> 構想段階 <input type="checkbox"/> 設計段階	協議事項等の対応届出書	年 月 日	
(宛先)新潟市長			
住所(法人にあつては 所在地)			
申出者			
氏名(法人にあつては 名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
新潟市景観条例第6条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。			
事前協議の 受付年月日			
行為の場所			
計画名称			
設 計 者	住所		
	事務所名		
	担当者名	電話番号	
代 理 者	住所		
	事務所名		
	担当者名	電話番号	



別記様式第3号の5（第3条の5関係）

<input type="checkbox"/> 構想段階 <input type="checkbox"/> 設計段階	事前協議終了申出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> (宛先)新潟市長 <div style="text-align: right;">住所(法人にあつては所在地)</div> 申出者 <div style="text-align: right;">氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</div> <div style="text-align: right;">電話番号</div>
新潟市景観条例第6条の5第1項第2号の規定により、次のとおり申し出ます。	
事前協議の受付年月日	
行為の場所	
計画名称	
協議事項のうち調わないこととなった事項	
協議事項及び協議方針に対して対応できない理由	

別記様式第3号の6（第3条の6関係）

(表)

<input type="checkbox"/> 構想段階 <input type="checkbox"/> 設計段階	変更協議申出書		年	月	日
(宛先)新潟市長					
住所(法人にあっては所在地)					
申出者					
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)					
電話番号					
新潟市景観条例第6条の6第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申し出ます。					
事前協議の 受付年月日 行為の場所					
計画名称					
変更の理由					
設計者	住所				
	事務所名				
	担当者名		電話番号		
代理者	住所				
	事務所名				
	担当者名		電話番号		

(裏)  
変更事項

基準	変更前	変更後

別記様式第7号その3を次のように改める。

別記様式第7号その3（第4条関係）

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 1/5							
対象事項	景観形成基準					チェック欄	
建築物	配 置	●河川、道路、公園等優れた地域の特性を活用するよう努めること。					
		●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。					
		●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバック等により、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。					
		●対岸からの眺望景観に配慮し、道路及び隣地との間の距離を確保して背後のまちなみが見えるよう努めること。					
	意 匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。					
		●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。					
		●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面を避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。					
	高 さ	●開放感のある景観となるよう、高さは、50メートル以下とすること。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによることができる。 (ア)平成19年4月1日(新潟市景観計画当初施行日)時点に現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、高さ50メートルを超えていた建築物の新築、増築、改築又は移転については、既存の高さ以下とすること。 (イ)都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に規定する地域をいう。)内の建築物で、新潟市景観審議会の意見を聴いて、市長が特に良好な景観形成を図ることができることと認めた建築物の新築、増築、改築又は移転については、市長が認めた高さ以下とすること。					
		●道路その他の公共の場所から見える部分の外壁及び柱等並びに勾配屋根の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色は、この限りではない。					
	色 彩	みなとゾーン(信濃川河口から柳都大橋)					
色相		3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色		4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	4以上 9以下	-
5 YR ～5 Y	4以下		6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下	
上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下		

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「」をチェック欄に記入してください。

対象事項

景観形成基準

チェック欄

萬代橋ゾーン(御覧大橋から八千代橋)

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		窓型屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色			6以上 8.5以下		4以上 8.5以下	
5YR ～5Y	4以上 8.5以下	4以上	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以上
			8以上 8.5以下	2以下	8以上 8.5以下	2以下
上記以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下	4以上 8.5以下	1以下

本川ゾーン(八千代橋から本川大橋)

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		窓型屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色			6以上 9以下		4以上 9以下	
7BR ～5Y	3以上 8.5以下	6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下

建築物  
色 彩

●色数は、できるだけ少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の二属性(色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ)の対比が強くなるよう努めること。

●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色(アクセントカラー)については、使用部分を3階以下の部分に限るものとし、その使用面積(複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積)は、使用する壁面の3階以下部分の面積の20分の1以下とし、萬代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色は、この限りではない。

色相	明度	彩度
無彩色		-
5YR ～5Y	3以上 8.5以下	6以下
上記以外		2以下

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。



景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 3/5

対象事項	景観形成基準	チェック欄	
仕上げ材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●汚れに耐え、損傷しにくく、色があせない等の材料の使用に努めること。</li> <li>●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。</li> </ul>		
建築物上部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。</li> <li>●屋根の形態は、まちなみとの調和に配慮すること。</li> </ul>		
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。</li> <li>●屋上設備は、壁面を立ち上げ、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。</li> <li>●壁面設備は、壁面と同一の色調とする等建築物全体との調和に努めること。</li> <li>●排気塔、換気フード等は、十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。</li> <li>●窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込み等、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。</li> <li>●対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。</li> <li>●照明の色温度は、3,000ケルビン以下とするよう努めること。</li> <li>●照明は、輝度の高いものを避けるよう努めること。</li> <li>●点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、地上10メートル以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。</li> </ul>		
建築物	屋外階段 バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物全体としてまとまりのある位置及び意匠とするよう努めること。</li> <li>●建築物が好ましい表情を持つような形状及び色彩となるよう配慮すること。</li> </ul>	
	附属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちなみの統一感を乱さない配置に努めること。</li> <li>●建築物本体と調和するよう努めること。</li> <li>●緑化等で目立たないよう工夫すること。</li> </ul>	
	外構及び 植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路との境界部は、歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとゆるみのある空間の確保に努めること。</li> <li>●塀、柵等は、デザインを工夫するとともに、その色彩は、周囲に溶け込むよう努めること。</li> <li>●敷地境界部は、生垣による緑化の推進に努めること。</li> <li>●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。</li> <li>●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。</li> <li>●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。</li> <li>●駐車場は、植栽等により、修景に努めること。</li> <li>●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木等により、修景に努めること。</li> <li>●道路から直接駐車する方式を避けるよう努めること。</li> <li>●ゴミ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性を持たせ、植栽による修景にも配慮すること。</li> </ul>	

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 4/5

対象事項	景観形成基準	チェック欄																																																				
意匠	<p>●周囲に与える突出感や違和感を軽減するよう努めること。</p> <p>●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。</p>																																																					
工作物 色彩	<p>●道路その他の公共の場所から見える部分の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色は、この限りではない。</p> <p>みなとゾーン(信濃川河口から柳都大橋)</p> <table border="1" data-bbox="443 633 1177 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10メートル以下の壁面等</th> <th colspan="2">10メートルを超える壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">4以上 8.5以下</td> <td>-</td> <td>6以上 9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5YR ～5Y</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>6以上 9以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>萬代橋ゾーン(柳都大橋から八千代橋)</p> <table border="1" data-bbox="443 1088 1177 1491"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10メートル以下の壁面等</th> <th colspan="2">10メートルを超える壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="3">4以上 8.5以下</td> <td>-</td> <td>6以上 8.5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5YR ～5Y</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>8以上 8.5以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>1以下</td> <td>6以上 8.5以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-	5YR ～5Y	4以下	6以上 8未満	4以下	上記以外	8以上 9以下	2以下	上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-	5YR ～5Y	4以下	6以上 8未満	4以下	上記以外	8以上 8.5以下	2以下	上記以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下	
色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等																																																			
	明度	彩度	明度	彩度																																																		
無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 9以下	-																																																		
5YR ～5Y		4以下	6以上 8未満	4以下																																																		
上記以外			8以上 9以下	2以下																																																		
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下																																																		
色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等																																																			
	明度	彩度	明度	彩度																																																		
無彩色	4以上 8.5以下	-	6以上 8.5以下	-																																																		
5YR ～5Y		4以下	6以上 8未満	4以下																																																		
上記以外			8以上 8.5以下	2以下																																																		
上記以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下																																																		

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

景観形成チェックリスト(信濃川本川大橋下流沿岸地区) 3/3

対象事項		景観形成基準				チェック欄													
工 作 物	色 彩	河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）																	
		色相	10メートル以下の橋脚等		10メートルを超える橋脚等														
			明度	彩度	明度	彩度													
		無彩色			6以上 9以下														
	10R ～5Y	3以上 3.5以下	6以下	6以上 8未満 8以上 9以下	4以下 2以下														
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下															
	色 彩	<p>●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を地上10メートル以上の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の地上10メートル以下の部分の面積の20分の1以下とし、真代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5YR ～5Y</td> <td>3以上 4.5以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度	無彩色		-	5YR ～5Y	3以上 4.5以下	6以下	上記以外		2以下	
色相	明度	彩度																	
無彩色		-																	
5YR ～5Y	3以上 4.5以下	6以下																	
上記以外		2以下																	
	植 栽	<p>●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。</p> <p>●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。</p> <p>●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。</p>																	
	土地の形質の変更	<p>●のり面緑化や擁壁の前部緑化等により、周辺に与える圧迫感や遠和感を軽減するよう努めること。</p> <p>●周囲と調和できるような形態及び色彩となるよう努めること。</p>																	
	景観形成面で特に配慮した事項																		

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為が項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。